



茨城県報

第 578 号

令和 7 年 (2025 年) 1 月 16 日

木 曜 日

目 次

規 則 ページ

●茨城県地球環境保全行動条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課)	2
●茨城県都市公園管理規則の一部を改正する規則 (都市整備課)	6
●茨城県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (建築指導課)	7

告 示

●指定居宅サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	28
●指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿福祉課)	28
●指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	29
●指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉課)	29
●指定障害児通所支援事業者の指定 (8 件) (障害福祉課)	30
●指定障害児通所支援事業者の指定更新 (6 件) (障害福祉課)	32
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (3 件) (障害福祉課)	33
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (2 件) (障害福祉課)	34
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (8 件) (障害福祉課)	35
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の 廃止 (15 件) (障害福祉課)	37
●大規模小売店舗の変更の届出 (2 件) (中小企業課)	41
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課)	42
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課)	45

公 告

●落札者等の公示 (情報システム課)	46
●公共測量の実施 (用地課)	46
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	46

(企 業 局)

●入札公告 (3 件)	47
-------------------	----

(病 院 局)

●落札者等の公示	61
----------------	----

規 則

茨城県規則第 3 号

茨城県地球環境保全行動条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 月16日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県地球環境保全行動条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県地球環境保全行動条例施行規則（平成 7 年茨城県規則第80－ 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

第 3 条中「 6 月末日」を「 7 月末日」に改め、「 2 通」を削る。

第 5 条及び第 7 条中「 2 通」を削る。

様式第 1 号備考第 5 項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に、「第17条の規定に基づく定期報告書」を「様式第 9 指定一第 1 表から指定一第10表まで」に改め、同様式別紙第 1 表を次のように改める。

第 1 表 エネルギーの使用の状況

(1) エネルギーの種類別使用量

エネルギーの種類		単位	使用量		販売した 副生エネルギーの量		購入した 未利用熱の量	
			数値	熱量G J	数値	熱量G J	数値	熱量G J
化 石 燃 料	原油（コンデンセートを除く。）	k l						
	原油のうちコンデンセート （N G L）	k l						
	揮発油	k l						
	ナフサ	k l						
	ジェット燃料油	k l						
	灯油	k l						
	軽油	k l						
	A 重油	k l						
	B・C 重油	k l						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス （L P G）	t					
		石油系炭化 水素ガス	千m ³					
	可燃性 天然ガス	液化天然ガス （L N G）	t					
		その他可燃性 天然ガス	千m ³					
	石炭	輸入原料炭	t					
		コークス用原料 炭	t					
		吹込用原料炭	t					
		輸入一般炭	t					
		国産一般炭	t					
		輸入無煙炭	t					
	石炭コークス		t					
	コールタール		t					
	コークス炉ガス		千m ³					
	高炉ガス		千m ³					
	発電用高炉ガス		千m ³					
	転炉ガス		千m ³					

	その他 の燃料	都市ガス	千 m ³						
		()							
		()							
		()							
	小計 (化石燃料) ㉞		G J						
熱	他者から 購入した 熱	産業用蒸気	G J						
		産業用以外の蒸 気	G J						
		温水	G J						
		冷水	G J						
		その他 ()	G J						
	小計 (熱) ㉟		G J						
合 計	化石燃料等 (㉞+㉟)		G J		㊱				
	化石燃料等の使用量 (㉞+㉟) (原油換算 k l)				㊲				
電 気	買電	電気事業者	千 k W h						
		上記以外 (他事業所から の供給等)	千 k W h						
	自家発電 (化石燃 料等)	主燃料 ()	千 k W h						
		主燃料 ()	千 k W h						
合 計	電気の使用量		千 k W h / G J		㊳				
合計 G J (㊱+㊳)									
エネルギー使用量 (原油換算 k l)					㉑		㉒	㉓	

(2) エネルギーの使用の効率

	前年度	今年度	対前年度比 (%)
生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値 (名称 :) (単位 :)		㉔	

	前年度	今年度	対前年度比（％）
エネルギー 消費原単位 ＝ エネルギー使用量（原油換算 k l） （a－（b＋c）） 生産数量又は延べ床面積その他のエネルギー の使用量と密接な関係を有する値（d）			

(3) エネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった理由（前年度比 100%以上）

- 備考 1 「その他の燃料」の「都市ガス」の欄の下欄には、製油所ガス等の燃料等の種類を（ ）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 「産業用蒸気」の欄には、熱供給事業者以外から受け入れている蒸気の量を記入すること。
- 3 「原油換算 k l」は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第 4 条の方法により換算した値を記入すること。
- 4 「販売した副生エネルギーの量」の欄には、エネルギーの種類ごとに販売されたエネルギーの量を記入すること。
- 5 「生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値」の欄には、生産数量又は延べ床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を有する値を記入し、その単位を（ ）内に記入すること。この場合において、記入する値は、当該事業場における主な製品を生産するために要する燃料等の量を基準として製品ごとに換算した値を合計した値とすることもできる。
- なお、記入する値は、前年度以前の報告の際に記入した値と同一の方法による値を記入すること。

様式第 1 号 別紙第 2 表の備考を次のように改める。

備考 1 ボイラー、各種炉、コンプレッサー、乾燥機、冷凍機、空調機、電動設備等主なエネルギー使用設備を記入すること。

2 「設備の概要」の欄には、型式、能力（エネルギー使用量、生産能力等）等を記入すること。

様式第 1 号 別紙第 3 表に備考として次のように加える。

備考 1 管理標準（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）で設定することとされている管理標準をいう。以下同じ。）の設定状況、管理標準で定める計測、記録、保守、点検に関する遵守状況、新設に当たっての措置の状況について記入すること。

2 エネルギー消費原単位を改善するために実施した措置がある場合、その状況を記入すること。

様式第 1 号 別紙第 4 表の備考第 3 項中「備考 2」を「備考第 2 項 (1)」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第 4 号

茨城県都市公園管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 月16 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県都市公園管理規則の一部を改正する規則

茨城県都市公園管理規則（昭和45年茨城県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項の表中

偕 楽 園	好 文 亭		12月29日から同月31日まで の日を除く毎日	午前 9 時から午後 5 時（10月 1 日 から翌年の 2 月19日までの期間は 午後 4 時30分）まで	を
	駐 車 場	表 門 前 駐 車 場	年間を通して毎日	午前 9 時から午後 7 時（10月 1 日 から翌年の 2 月19日までの期間は 午後 6 時）まで	

偕 楽 園	好 文 亭		12月29日から同月31日まで の日を除く毎日	午前 9 時から午後 5 時（10月 1 日 から翌年の 2 月19日までの期間は 午後 4 時30分）まで	に
	駐 車 場	表 門 前 駐 車 場	年間を通して毎日	午前 9 時（知事が定める期間にあつては午前 8 時）から午後 7 時 （知事が定める期間にあつては午後 5 時、10月 1 日から翌年の 2 月 19日までの期間（知事が定める期 間を除く。）にあつては午後 6 時）まで	
		桜 山 駐 車 場	知事が定める期間の毎日	午前 8 時から午後 5 時まで	

改める。

第13条の10の表を次のように改める。

駐 車 場 の 名 称	金 額（単位 円）	徴 収 期 間
表 門 前 駐 車 場	500（知事が定める期間にあつては、800）	通年
桜 山 駐 車 場	800	知事が定める期間の毎日